

国と地方の協議の場に関する法律案要綱

第一 目的

国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の代表者が協議を行い、もって地域主権改革（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第一項第三号の三に規定する地域主権改革をいう。）の推進並びに国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とすること。（第一条関係）

第二 構成及び運営

一 協議の場は、次に掲げる者をもって構成するものとする。

1 内閣官房長官

2 内閣府設置法第二十五条の二第二項に規定する地域主権改革担当大臣

3 総務大臣

4 財務大臣

- 5 1から4までに掲げる者のほか、国务大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者
 - 6 都道府県知事の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。以下同じ。）を代表する者 一人
 - 7 都道府県議会の議長の全国的連合組織を代表する者 一人
 - 8 市長の全国的連合組織を代表する者 一人
 - 9 市議会の議長の全国的連合組織を代表する者 一人
 - 10 町村長の全国的連合組織を代表する者 一人
 - 11 町村議会の議長の全国的連合組織を代表する者 一人
- 二 協議の場に、議長、議長代行及び副議長を置くものとする事。
 - 三 議長及び議長代行は、一の1から5までに掲げる者のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てるものとする事。
 - 四 副議長は、一の6から11までに掲げる者が互選した者をもって充てるものとする事。

五 議長は、協議の場を主宰するほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するものとする。

六 議長代行は、議長に事故があるとき又は議長の委任を受けたときは、その職務を代行するものとする。

七 副議長は、議長及び議長代行を補佐し、議長及び議長代行に事故があるときは、その職務を代行するものとする。

八 議長は、必要があると認めるときは、国务大臣又は全国的連合組織の指定する地方公共団体の長若しくは議会の議長であつて議員（一の1から11までに掲げる者をいう。以下同じ。）でないものを、議案を限つて、臨時に協議の場に参加させることができるものとする。

九 副議長は、必要があると認めるときは、議長に対し、全国的連合組織の指定する地方公共団体の長又は議会の議長であつて議員でないものを、議案を限つて、臨時に協議の場に参加させるよう求めることができるものとする。

十 内閣総理大臣は、いつでも協議の場に出席し発言することができるものとする。（第二条関係）

第三 協議の対象

協議の場において協議の対象となる事項は、次に掲げる事項のうち重要なものとする。

- 1 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
 - 2 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
 - 3 経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの
- (第三条関係)

第四 招集等

- 一 内閣総理大臣は、毎年度、議長が協議の場に諮って定める回数、協議の場を招集するものとする。ただし、内閣総理大臣は、協議の必要があると認めるときは、臨時に協議の場を招集することができるものとする。

- 二 一の協議の場の招集は、協議すべき具体的事項を示してしなければならないものとする。

- 三 議員は、第三に規定する事項について協議する必要があると思料するときは、内閣総理大臣に対し、協議すべき具体的事項を示して、協議の場の招集を求めることができるものとする。

(第四条関係)

第五 分科会

一 議長は、協議の場における協議に資するため、分科会を開催し、特定の事項に関する調査及び検討を行わせることができるものとする。

二 議員（議長である議員を除く。）は、協議の場における協議に資するため必要があると思料するとき
は、議長に対し、一の分科会の開催を求めることができるものとする。

三 一の分科会の開催、構成及び運営に関し必要な事項は、議長が協議の場に諮って定めるものとするこ
と。
(第五条関係)

第六 資料提出の要求等

一 議長は、協議の場における協議又は分科会における調査及び検討のため必要があると認めるときは、
関係行政機関の長並びに関係地方公共団体の長及び議会の議長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明
その他必要な協力を求めることができるものとする。

二 一に定めるもののほか、議長は、協議の場における協議又は分科会における調査及び検討のため特に

必要があると認めるときは、協議の対象となる事項に関し識見を有する者に対し、必要な協力を依頼することができるものとする事。 (第六条関係)

第七 国会への報告

一 議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の場における協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出しなければならないものとする事。

二 一の報告書の作成に関し必要な事項は、議長が協議の場に諮って定めるものとする事。

(第七条関係)

第八 協議の結果の尊重

協議の場において協議が調った事項については、議員及び第二の八の規定により協議の場に参加した者は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする事。 (第八条関係)

第九 経費の負担

協議の場の運営に要する経費は、政府及び全国的連合組織の負担とする事。 (第九条関係)

第十 雑則

この法律に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、議長が協議の場に諮って定めるものとする。

(第十条関係)

第十一 附則

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。
- 二 この法律の施行に関し必要な調整規定を定めること。

(附則第一項関係)

(附則第二項関係)